

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年6月20日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ミャンマー 担当：人間開発部
案件名：病院医療機材整備計画準備調査（ファスト・トラック制度適用案件）
調査区分：プロジェクト形成（無償）

1 契約予定期間：2013年7月下旬～2014年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における病院医療機材に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

・ 商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年6月26日から2013年6月28日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年6月26日から2013年7月1日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年7月5日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 7月中旬
- (5) 契約交渉 : 7月中旬

5 業務の目的

ミャンマーは上ミャンマーと下ミャンマーに分けられ、マンダレーは上ミャンマー、ヤンゴンには下ミャンマーを対象とするトップレファラル病院をその中心部に抱えており、両地域における住民の健康改善に大きな役割を担っている。

また、ミャンマー政府は国家保健計画(2006年 - 2011年)において、病院ケアプログラムを設定し、病院ケアサービスの質の向上、病床数の増加(2011年までに10万人当たり62から75に増加)、病院のパフォーマンス指標の改善、病院での死亡率の減少等に取り組んできており、現在、保健医療分野への予算の配分を徐々に増やしつつある。

しかしながら、両都市の7つの病院(ヤンゴン総合病院、新ヤンゴン総合病院、ヤンゴン中央婦人病院、ヤンゴン小児科病院、マンダレー総合病院、マンダレー婦人科病院、新マンダレー小児科病院)は、同国の他の病院では対応が不可能な重篤患者を治療できるトップレファラル病院として位置づけられるものの、機材の老朽化、頻繁な故障により、医療サービスの質を維持することが難しく、機材整備による医療サービスの向上が喫緊の課題となっている。

さらに、2010年の総選挙をはじめとする民主化の動きを受け、国外からの開発支援や投資が再開され、特にヤンゴンでは経済活動が活発化しつつあり、急激な交通量の増加とともに、交通事故が増加している。事実、政府統計(2005-2009年)によれば、国民の死因は、感染症・寄生虫症(27.0%)が最も多く、循環器疾患(15.9%)、外傷・中毒・不慮の事故(9.8%)が続く。外傷・中毒・不慮の事故の該当者の中には救急による患者が多くみられ、これは全入院患者の上位3番目で14.3%を占める。しかし、ミャンマーにおいては救急医療の卒前教育が制度化されておらず専門医がいない状況であり、総合病院における救急部の機能も確立していないことから、救急医療の体制整備、また救急医療の教育の強化が必要となっている。

このような状況下、2012年度にJICAは、ヤンゴン総合病院、新ヤンゴン総合病院、ヤンゴン中央婦人病院、ヤンゴン小児科病院、マンダレー総合病院、マンダレー婦人科病院、新マンダレー小児科病院の7病院を対象とした「病院医療機材整備計画準備調査」を実施した。その結果、7病院全てで上述の課題が確認されたが、予算の制約から、重篤患者の受け入れ態勢やレファラル体制の改善のために、より優先度が高く、調査の結果からより早く本体事業に取りかかる必要があると判断された5病院(ヤンゴン中央婦人病院、ヤンゴン小児科病院、マンダレー総合病院、マンダレー婦人科病院、新マンダレー小児科病院)に対し無償資金協力「病院医療機材整備計画」(2013年3月E/N署名、11.4億円)によって、その整備が実施される計画となった。

以上を踏まえ、今般、下ミャンマーの残り2か所のトップレファラル病院であるヤンゴン総合病院及び新ヤンゴン総合病院の医療機材の整備、また、医療人材の育成において重要な役割を担うヤンゴン医科大学にある実習施設の整備の可能性も併せて検討し、無償資金協力案件としての必要性和妥当性を確認の上、適切な事業計画を策定し、概略設計を行い、概略事業費を積算することを目的として実施する。

6 業務の範囲及び内容

- (1) 業務対象地域
ヤンゴン市
- (2) 相手国関係機関
保健省、ヤンゴン総合病院、新ヤンゴン総合病院、ヤンゴン医科大学 I
- (3) 業務内容

- ア 要請内容の確認
- イ 保健・医療体制（レファラル体制、対象病院の位置づけの確認、バイオメディカルエンジニア育成方針等）
- ウ サイト状況調査
- エ ヤンゴン総合病院の建て替え計画及び内容・規模の確認
- オ ヤンゴン医科大学Ⅰの実習施設の現状・位置づけ、ニーズの確認
- カ 過去の類似案件及び他ドナー・期間の援助動向の確認
- キ 機材計画（要請内容の確認、既存機材の現況・活用状況の分析、機材計画の策定、優先度付け）
- ク 調達事情調査
- ケ 運営・維持管理体制調査
- コ 技術協力の必要性の検討及びソフトコンポーネントの必要性についての検討・計画策定
- サ 無償資金協力の妥当性、範囲及び基本構想の検討
- シ 協力対象機材にかかる概略設計、事業計画の策定、概略事業費の積算（＊）
- ス 先方分担事項（公租公課の免税手続き、プロジェクト全体の運営・維持管理、輸入資機材の通関、必要予算、その他留意事項等）の実施にかかる提言
- セ プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集
- ソ その他の配慮事項等の調査
- タ 準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の現地説明・協議
- チ 調査報告書等の作成

* 設計精度については、機材調達の入札に対応できる仕様及び設計図書の作成が可能なレベルとする。

7 成果品等

- (1) 概略事業費積算内訳書（2013年11月上旬）
- (2) 機材仕様書（2013年11月上旬）
- (3) 準備調査概要資料（2014年 1月上旬）
- (4) 準備調査報告書（2014年 2月下旬）
- (5) デジタル画像集（2014年 2月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ア 業務主任/機材計画1（評価対象予定者）
- イ 機材計画2/運営維持管理計画（評価対象予定者）
- ウ 施設設備計画
- エ 保健計画/病院管理（評価対象予定者）
- オ 調達計画/積算（評価対象予定者）

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定です。
- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。